

旭川過労死訴訟
会社に賠償命令
長時間の時間外労働が

原因で過労死したとして、旭川市の生鮮食品加工会社「旭川市場センタ―」の元管理部長「当時(左)の遺族五人が、会社側に約六千六百万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が二十三日、札幌地裁であった。笠井勝彦裁判長は、会社側が安全配慮義務に違反したことを認め、会社側に約三千三百八十万円の支払いを命

じた。

判決によると、高血圧などの持病があった元部長は、月に最大百八十時間の時間外勤務をしたことで過重な負荷が加わり心筋梗塞を発生、二〇〇四年二月に死亡した。死亡直前の三カ月間の休みは二百だけだった。

裁判長は「元部長の労働時間を短縮し、健康状態の悪化防止と改善に努める義務があった」と会社側の責任を認定。一方で「禁煙をしないなど、元部長の健康管理に不適切な点もあった」と、会社側の主張も一部認めた。判決について、会社側は「コメントをきかず」